

(税経 68) (保 229) (健 II 442)

令和 3 年 12 月 9 日

都道府県医師会

担当理事 殿

公益社団法人 日本医師会

常任理事 松本 吉郎

(公印省略)

新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する医療職の被扶養者の
収入確認の特例の延長について

新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する医療職の被扶養者の収入確認の特例については、令和 3 年 6 月 8 日付文書（税経 25 号）にてお知らせしているところです。

今般、厚生労働省保険局保険課長より、「新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する医療職の被扶養者の収入確認の特例の延長について」が発出されましたので、お知らせいたします。

令和 3 年 12 月から新型コロナワクチンの追加接種が実施され、新型コロナワクチン接種の実施期間が令和 4 年 9 月まで延長されたことに伴い、令和 4 年 2 月末までとされていた、本特例措置についても 令和 4 年 9 月末まで延長されることになったものです。

また、ワクチン接種業務に従事する医療職以外（事務職等）については、一時的に収入が増加する場合については、令和 2 年 4 月 10 日付事務連絡及び令和 3 年 2 月 12 日付事務連絡において示された以下の取り扱いに沿って適切に対応いただくよう記載されています。

- ・例えば、認定時（前回の確認時）には想定していなかった事情により、一時的に収入が増加し、直近 3 ヶ月の収入を年収に換算すると 130 万円以上となる場合であっても、直ちに被扶養者認定を取消すのではなく、過去の課税証明書、給与明細書、雇用契約書等と照らして、総合的に将来収入の見込みを判断すること。

- ・被扶養者認定を受けている方の過去1年間の収入が、昇給又は恒久的な勤務時間の増加を伴わない一時的な事情等により、その1年間のみ上昇し、結果的に130万円以上となった場合においても、原則として、被扶養者認定を遡って取り消さないこと。

本特例措置については、厚労省の下記のWebサイトに別添様式1の申立書（ワードファイル）とともに掲載されていますので、あわせてご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_19044.html

なお、上記の特例は、あくまでも社会保険における被扶養者認定におけるものであり、税制上の特例ではないことを申し添えます。

（別添資料）

- 新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する医療職の被扶養者の収入確認の特例の延長について（周知依頼）
（日本医師会宛添書 厚生労働省保険局保険課）
- 新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する医療職の被扶養者の収入確認の特例の延長について（令和3年12月7日付 厚生労働省保険局保険課長）
・様式1：新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事した際の収入に係る申立書
- 新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する医療職の被扶養者の収入確認の特例に関するQ & Aの一部改正について
（令和3年12月7日付 厚生労働省保険局保険課事務連絡）
・別紙1：Q & A（保険者向け）
・別紙2：Q & A（被保険者・被扶養者向け）
- 参考：被扶養者の収入の確認における留意点について（再周知）
（令和3年2月12日付 厚生労働省保険局保険課 事務連絡）

事務連絡
令和3年12月7日

日本医師会 御中

厚生労働省保険局保険課

新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する医療職の被扶養者の収入確認の特例の延長について（周知依頼）

医療保険制度の円滑な実施について、平素より格段の御協力、御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記について、現在、新型コロナウイルス感染症のまん延防止に向けて、短期集中的にワクチン接種業務に従事する医療職の方を確保する観点から、「新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する医療職の被扶養者の収入確認の特例について」（令和3年6月4日付け保保発 0604 第1号厚生労働省保険局保険課長通知）及び「新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する医療職の被扶養者の収入確認の特例に関するQ&Aについて」（令和3年6月4日付け厚生労働省保険局保険課事務連絡）を发出し、ワクチン接種業務に従事する医療職の被扶養者の方に関する、健康保険の被扶養者認定等の際の収入確認における臨時の特例的な取扱いを整理し、健康保険組合等に対し適切な対応を求めているところです。

今般、令和3年12月から新型コロナワクチンの追加接種が実施され、新型コロナワクチン接種の実施期間が令和4年9月末まで延長されたことに伴い、本特例措置についても令和4年9月末まで延長することとしました。

貴会におかれましては、別添1（特例通知）及び別添2（特例事務連絡の別紙2（被保険者・被扶養者向けQ&A））の内容を御了知いただくとともに、貴会会員に対し適切な周知が行われるよう、御協力のほどお願いします。

（連絡先）

厚生労働省

保険局保険課 田嶋、橋本

連絡先：03-5253-1111（代表）

03-3595-2556（直通）